



佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定により平成22年11月26日に監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成23年3月1日

佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員 松尾 隼



佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員 田中 秀



監査の対象、期間及び結果

定期監査の監査結果報告書のとおり

監 査 結 果 報 告 書

(平成22年度執行分)

佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員



佐広域監第31号
平成23年2月3日

佐賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 横尾俊彦様

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会
議長 江頭弘美様

佐賀県後期高齢者医療広域連合
監査委員 松尾隼



佐賀県後期高齢者医療広域連合
監査委員 田中秀



定期監査の監査結果に関する報告書について (提出)

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定により、平成22年11月から平成22年12月までに行った定期監査の監査結果に関する報告を決定し、同条第9項の規定により次のとおり提出する。

1 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令等に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかの観点から、あらかじめ提出された資料により関係職員から説明を聴取するとともに、諸帳票の全部又は一部を抽出し実施した。

2 指摘改善について

監査終了後、担当課長に対し改善について指導した。

3 監査の対象、期間及び結果

次表のとおり

定期監査

監査の対象	佐賀県後期高齢者医療広域連合
監査の対象期間	平成22年4月1日から平成22年10月31日まで
監査の期間	平成22年11月26日から平成22年12月27日まで
監査の結果	○指摘事項 特に指摘する事項はなかった。
	○注意事項 業務委託契約について 「平成22年度後期高齢者医療被保険者証作成及び封入封緘業務」及び「レセプト点検業務」については、落札額が予定価格と比して非常に安価な額となっている。 委託業務が適切に遂行されるよう、注意を払われたい。